

家畜衛生情報

死亡牛の牛海綿状脳症(BSE)検査の対象月齢が 48 か月齢以上となります！

法律（家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則）が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から死亡牛の B S E 検査対象月齢が 48 か月齢以上 となります。

	現行 (平成 27 年 3 月 31 日まで)	平成 27 年 4 月 1 日から
検査対象月齢	24 か月齢以上	48 か月齢以上

※平成 27 年 4 月 1 日から、48 か月齢未満の死亡牛は、現行の 24 か月齢未満の死亡牛の処理と同様になります。

＜法律の改正の主な理由＞

- 飼料規制等の対策の開始から既に 10 年以上が経過しています。
- 飼料規制開始（平成 13 年 10 月）直後の平成 14 年 1 月生まれの牛を最後に B S E の発生はありません。
- 平成 25 年 5 月、我が国は O I E（国際獣疫事務局）に「無視できる B S E リスク」の国に認定されています。
- 平成 25 年 4 月・7 月、と畜場における検査月齢を 21 か月齢から 30 か月齢・48 か月齢に順次引き上げられました。
- これまで国内等でも様々な科学的知見やデータが得られており、検査対象を 48 か月齢に引き上げても、B S E 感染牛の摘発に漏れが生じる可能性は極めて低いことが判明しています。

★対象月齢以上の死亡牛は、法律で B S E 検査が義務付けられています。

死亡牛は、個体識別番号・耳標等により必ず月齢を確認してください。

★死亡牛の死体の処理は、必ず専門業者に委託してください。許可なく埋却することは、禁じられています。



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		